

農水振興課 SNS アカウント運用ガイドライン

1 目的

農水振興課 SNS アカウント（以下、「農水振興課 SNS」という。）は、Instagram などの SNS ツールを使い、市政に関する情報等を効果的かつ適切に市内外へ広く発信することを目的とします。

2 運用責任者

農水振興課長

3 運用者及びアカウント情報

	サービス名	運用者	アカウント名	ユーザー名
(1)	Instagram	農水振興課	240tokusan	にしお特産図鑑

4 運用時間

西尾市役所の開庁日・開庁時間に運用することとします。ただし、災害時等で運用責任者が必要と認めた場合にはこの限りではありません。

5 発信内容

- (1) 西尾市の農政情報
- (2) 西尾市の農業の魅力に関する情報
- (3) その他、運用責任者が必要と認めた情報

6 運用方針

- (1) 農水振興課 SNS への個別の意見や質問に対しては、原則回答しません。ただし、運用責任者が必要と認める場合はこの限りではありません。
- (2) 発信内容に誤りなどがある場合は、その内容を明確にするため、再度、正しい情報を発信します。

7 著作権

発信内容（文章、写真、イラストなど）に関する著作権は西尾市又は西尾市以外の原作者に帰属します。著作権法上で認められた場合を除き、無断で複製又は転載することはできません。

8 禁止事項

利用者は、農水振興課 SNS の利用に際して、次に掲げる行為は禁止とします。利用者の返信等が以下のいずれかに該当する場合には、事前に通告することなく返信等の削除、利用制限等を行う場合があります。

- (1) 法令に違反し、または違反する恐れのある行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 特定の個人、団体等を誹謗中傷する行為
- (4) 政治活動、選挙活動及び宗教活動を目的とする行為
- (5) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長する行為
- (6) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいする等の個人のプライバシーを侵害する行為
- (7) 虚偽、事実と異なる内容、真偽の確認できない噂等を掲載する行為
- (8) 有害なプログラム等を送信する行為
- (9) 上記(1)～(8)の内容を含むウェブサイト等へ誘導する行為
- (10) その他、運用責任者が不適切と判断した行為

9 免責事項

- (1) 情報の受信等にかかる通信料は利用者の負担とします。
- (2) 農水振興課 SNS の発信内容すべての正確性、安全性、有効性等を完全に保証するものではありません。
- (3) 発信内容を利用又は信用したために、利用者及び第三者が被った被害について一切の責任を負いません。
- (4) 農水振興課 SNS に対する利用者からの返信等については、一切責任を負いません。
- (5) 農水振興課 SNS の利用者及び第三者間のトラブルについて一切の責任を負いません。
- (6) 当ガイドラインについては予告なく変更することがあります。
- (7) 農水振興課 SNS の発信内容について、予告なく削除又は変更する場合があります。
- (8) 農水振興課 SNS のサービスの運用を予告なく中止する場合があります。
- (9) 「Instagram」は Meta Platforms, Inc.及び Facebook Japan 株式会社が管理・運営するソーシャル・ネットワーキング・サービスです。仕様、動作等について、西尾市は一切責任を負いません。
- (10) プライバシーポリシー等については、各社のウェブサイトをご覧ください。

附 則

令和7年 6月 1日制定